

東京都環境影響評価技術指針(付解説)  
東京都環境影響評価事後調査基準

平成 16 年 10 月

東京都環境局

## はじめに

東京都では、環境影響評価の結果を事業計画に適切に反映するとともに、複数の事業による複合的かつ累積的な環境影響に対応するため、計画段階環境影響評価の手続きを導入し、事業段階環境影響評価の手続きと一連の制度として再構築するほか、環境影響評価の手続きを整備するため、東京都環境影響評価条例を平成14年7月に改正した。

改正の主な内容は、事業計画の早い段階から複数の対象計画の案を環境面から比較評価すること及び複合的かつ累積的に環境に及ぼす影響に対応するために、個別計画及び広域複合開発計画を対象とした計画段階環境影響評価を導入したこと、計画段階環境影響評価を実施した案件について、調査計画書を省略するなど事業段階環境影響評価手続の合理化・効率化などである。

同条例により、事業者が対象計画を策定しようとするときは、知事が定めた環境影響評価に係る技術指針に基づき、社会的要素及び経済的要素も踏まえた採用可能な複数の対象計画の案を策定し、対象計画を策定又は対象事業を実施しようとするときは、その対象計画又は対象事業が環境に及ぼす影響について、調査、予測及び評価を行うことになる。

このため、東京都では、計画段階環境影響評価及び事業段階環境影響評価に共通する東京都環境影響評価技術指針の改定について、東京都環境影響評価審議会の意見を聴き、平成14年12月6日に改定し告示した。

改定の主な内容は、計画段階環境影響評価及び事業段階環境影響評価の技術指針を一連・一体のものとして定めたこと、複数の対象計画の案の策定手順を定めたこと、広域複合開発計画環境影響評価における調査、予測及び評価の手法を定めたこと、環境影響評価の項目を整理・統合（騒音、振動、低周波音を騒音・振動に統合、植物・動物を生物・生態系に名称を変更しより自然環境の保全に対応するとともに、一部項目間の内容を整理して名称も変更）などである。

なお、環境影響評価の項目の整理・統合に関しては、平成14年7月3日付けで改定済みである。また、条例、規則等の改正に基づき東京都環境影響評価事後調査基準を、東京都環境影響評価審議会の意見を聴き、平成14年12月6日に改定し告示したところである。

本書は、この度の東京都環境影響評価技術指針および東京都環境影響評価事後調査基準の改定に合わせ、従前の「東京都環境影響評価技術指針(付解説)、東京都環境影響評価事後調査基準」を改定したものである。

なお、本書の作成にあたっては、東京都環境影響評価審議会委員、同臨時委員、同専門委員の方々のご協力をいただいた。

## 目 次

### 東京都環境影響評価技術指針（付解説）

<b>第1章 総 則</b> .....	1
第1 技術指針の趣旨等.....	1
第2 対象計画又は対象事業と環境影響評価図書との関係等について.....	1
<b>第2章 環境影響評価の実施手順等</b> .....	5
第1 環境影響評価の実施手順.....	5
1 対象計画の案及び事業計画の策定.....	5
2 環境影響要因の抽出.....	12
3 地域の概況の把握.....	14
4 環境影響評価の項目の選定.....	15
5 調査等の手法の選定.....	17
6 現況調査、予測及び評価の実施.....	19
7 環境配慮書等の作成.....	23
8 調査計画書の作成.....	24
9 評価書案の作成.....	24
10 評価書の作成.....	24
第2 環境影響評価図書の作成上の留意事項.....	25
1 共通留意事項.....	25
2 環境配慮書又は特例環境配慮書.....	25
3 調査計画書.....	26
4 評価書案.....	27
5 評価書.....	29
<b>第3章 調査、予測及び評価の手法</b> .....	31
<b>第1節 個別計画環境影響評価及び事業段階環境影響評価における</b> <b>調査、予測及び評価の手法</b> .....	31
第1 大気汚染.....	35
第2 悪 臭.....	50
第3 騒音・振動.....	56
第4 水質汚濁.....	69
第5 土壌汚染.....	80
第6 地 盤.....	87
第7 地形・地質.....	94
第8 水 循 環.....	100

第 9	生物・生態系	107
第 10	日 影	126
第 11	電波障害	132
第 12	風 環 境	137
第 13	景 観	144
第 14	史跡・文化財	150
第 15	自然との触れ合い活動の場	156
第 16	廃 棄 物	161
第 17	温室効果ガス	168
<b>第 2 節</b>	<b>広域複合開発計画環境影響評価における調査、予測 及び評価の手法</b>	<b>175</b>
第 1	現況調査、予測及び評価の方法	175
第 2	広域複合開発計画環境影響評価を実施した場合の 事業段階環境影響評価の取扱い	184
 <b>別表・別図・別記書式</b>		
別表 1	地域の概況の調査内容	185
別表 2	大気汚染に係る予測・評価物質	186
別表 3	水質汚濁に係る予測・評価物質等	187
別表 4	土壌汚染に係る予測・評価物質	188
別図 1	個別計画環境影響評価の実施手順	189
別図 2	広域複合開発計画環境影響評価の実施手順	190
別図 3	事業段階環境影響評価の実施手順	191
別記書式	環境影響要因と環境影響評価の項目との関連表	192

## 東京都環境影響評価事後調査基準

第 1 章	事後調査の計画	193
第 2 章	事後調査の実施及び調査結果の報告	194

# 東京都環境影響評価技術指針(付解説)

	昭和 56 年	8 月 11 日	告示第 873 号
改正	昭和 62 年	7 月 31 日	告示第 835 号
改正	平成 6 年	7 月 29 日	告示第 884 号
改正	平成 10 年	3 月 13 日	告示第 211 号
改正	平成 11 年	7 月 23 日	告示第 893 号
一部改正	平成 14 年	7 月 3 日	告示第 885 号
改正	平成 14 年	12 月 6 日	告示第 1357 号
一部改正	平成 15 年	2 月 14 日	告示第 151 号
一部改正	平成 21 年	3 月 27 日	告示第 468 号

## 第10 日 影

### 1 環境影響評価の対象

対象事業の実施に伴う建築物及び高架道路、高架鉄道等の工作物（以下第10において「建築物等」という。）の設置により日影が生じると予想される地域並びに日影の程度を対象とする。

環境影響評価の対象は、対象事業の実施に伴う建築物及び高架道路、高架鉄道等の工作物の設置により日影が生じると予想される地域並びに日影の程度とする。

次に掲げるいずれかに該当する場合は、日照障害を予測・評価項目として選定することを検討する。

- 1 対象事業の事業計画において、中高層建築物の建築計画がある場合。この場合、中高層建築物とは、建築基準法第56条の2第1項及び同法別表第4「日影による中高層の建築物の高さの制限」に準じて考えるものとする。
- 2 対象事業の事業計画において、高架道路、高架鉄道、塔、擁壁等高架の構造物の建設計画があり、事業計画地の周辺の土地利用状況からみて日影が生ずることによる影響が予想される場合。この場合、遮音壁又は目かくし壁等による影響についても考慮する。
- 3 その他、日影が生ずることによる影響が予想される場合。この場合、工事施行中の期間における仮設建築物等による日影についても考慮する。

なお、対象事業の実施により生じる日影が、事業計画地内又はその周辺の道路や鉄道の敷地内あるいは河川等の水面内（ただし、その水面が文化財保護法等による指定文化財又は都市計画公園である場合を除く。）に限定される場合は、関連する時刻別日影図及び等時間日影図を示すことにより、日影を予測・評価項目としないことができる。

### 2 現況調査

#### (1) 調査事項

調査事項は、対象事業の種類及び規模並びに地域の概況を勘案し、対象事業の実施により日影が生じることによる影響を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる事項のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選択する。

#### ア 日影の状況

対象事業の実施により日影が生じると予想される地域の主要な地点における日影の時刻、時間数等について調査する。

なお、計画地に既存建築物が存在する場合は、既存建築物による日影の範囲、時間数等を調査する。

#### イ 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況

学校、病院、住宅、文化財保護法等で指定された文化財及びこれらに類する施設等日影が生じることによる影響を受けやすい施設の状況について調査する。

#### ウ 既存建築物の状況

計画地周辺の既存建築物のうち、高層ビル等日影を生じるおそれのある建築物等の位置、階数等を調査する。

#### エ 地形の状況

土地の高低、土地の傾斜等地形の状況を調査する。

## 第 1 1 電波障害

### 1 環境影響評価の対象

対象事業の実施に伴う建築物及び架空送電線路、高架道路、高架鉄道等の工作物（以下第 11において「建築物等」という。）の設置、列車の走行又は航空機の飛行によりテレビ電波の受信障害が生じると予想される地域及びその障害の程度を対象とする。

環境影響評価の対象は、対象事業の実施に伴う建築物等の設置並びに列車の走行、航空機の飛行によりテレビ電波の受信障害が生じると予測される地域並びに障害の程度とする。

ここで対象とするテレビ電波は、VHF、UHF、SHF 波等のすべてのテレビの放送波とし、対象とする

受信障害は、遮へい障害、反射障害、フラッター障害、パルス雑音障害\*の 4 種とする。

遮へい障害：建築物等のためにテレビ電波が遮へいされ、あるいは希望電波が弱められることが原因でテレビ画面上にゴーストやスノーノイズが現れ、受信画質が劣化する現象

反射障害：建築物等のためにテレビ電波が反射して妨害波となり、テレビ画面上にゴーストが現れて受信画質が劣化する現象

フラッター障害：列車、航空機等が通過する際に一時的にテレビ画面がゆれたり、流れたりする現象

パルス雑音障害：列車等の走行、架空送配電線の放電等によりパルス雑音が発生し、テレビ画面上にメダカ状の点々が現れる現象

次に掲げるいずれかに該当する場合は、電波障害を予測・評価項目として選定することを検討する。

- 1 対象事業の事業計画において、中高層の建築物、高架道路、高架鉄道、橋梁、架空送電線等の建設計画があり、事業の規模、事業計画地の周辺の土地利用状況からみて、電波障害の発生が予想される場合
- 2 対象事業の事業計画に飛行場、ヘリポートの設置があり、事業計画地の周辺及び予定飛行コース沿いの地域の土地利用状況、地形等からみて、電波障害の発生が予想される場合
- 3 その他、電波障害の発生が予想される場合

### 2 現況調査

#### (1) 調査事項

調査事項は、対象事業の種類及び規模並びに地域の概況を勘案し、対象事業の実施がテレビ電波の受信に及ぼす影響を適切に把握し得るよう十分に配慮して、次に掲げる項目のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選択する。

#### ア テレビ電波の受信状況

次に掲げる事項のうちから予測及び評価を行うために必要なものを選択し、調査する。

- (ア) テレビの受信画質の状況
- (イ) テレビ電波の強度の状況